

尾道市の介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)について

1. 総合事業の概要について

(1) 総合事業の趣旨

介護保険法の改正により、全国の市町村で介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)を実施することになりました。

この事業は、高齢者が安心して自立した日常生活を送れるよう、地域の支え合い体制づくりを進め、要支援者等の効果的で効率的な支援を行うため、地域の実情に応じて市町村が独自に取り組む事業です。

(2) これまでと変わる点

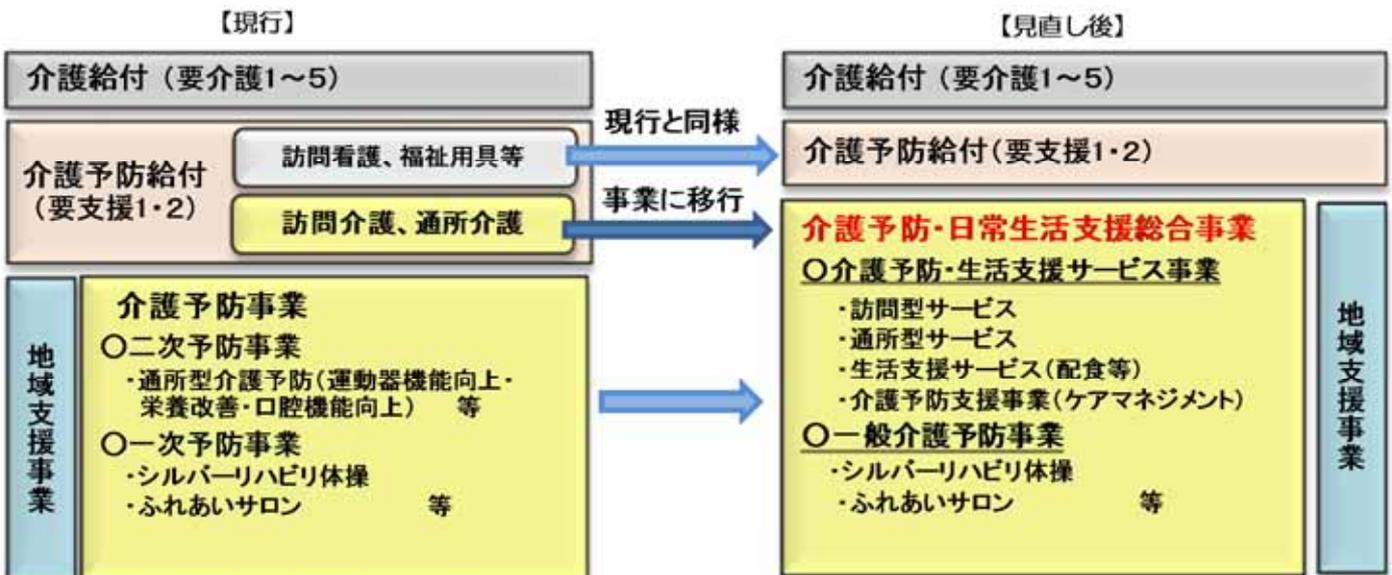
要支援1・2の人が利用している介護予防訪問介護(ホームヘルプ)と介護予防通所介護(デイサービス)が、全国一律のサービスから市独自のサービスへ変わります。

介護予防訪問介護 訪問型サービス 介護予防通所介護 通所型サービス

これまで同様のサービスに加え、基準や単価などを市が独自に設定するサービスを新たに始めます。ホームヘルプとデイサービスのみ利用する人は、要介護認定をせずに基本チェックリストで対象になれば、サービスが利用できるようになります。

* 基本チェックリストとは、25項目の簡単な質問に答えていただき、日常生活に必要な機能が低下していないか調べるもの。
該当した人を「事業対象者」といいます。

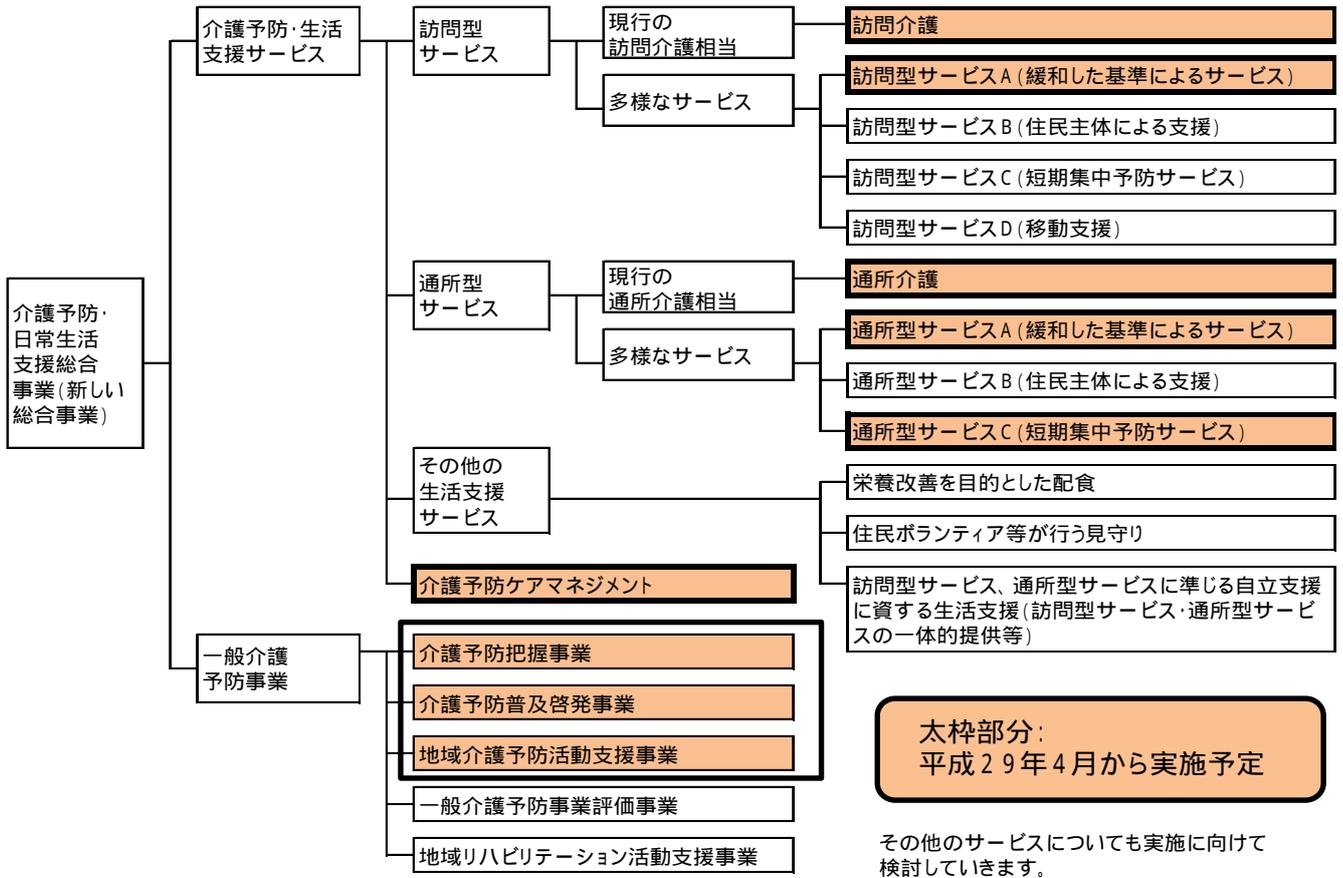
〈移行イメージ〉



介護予防給付の全てのサービスが総合事業へ移行するものではありません。訪問看護、通所リハビリ、福祉用具、住宅改修等は予防給付のままです。

(3) 総合事業の構成

要支援1・2の人と事業対象者が利用できる「介護予防・生活支援サービス」と、65歳以上の全ての人が利用できる「一般介護予防事業」があります。



2. 総合事業への移行について

(1) 実施時期

平成29年4月1日から実施する。

(2) 利用対象者

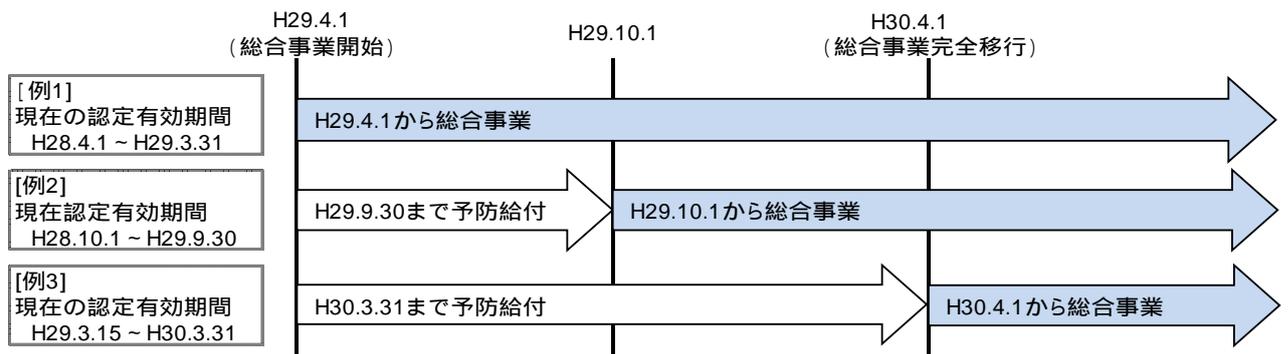
平成29年4月以降に、新規・区分変更・更新により要支援認定を受けた人

(認定有効期間の開始年月日が平成29年4月以降の要支援者)

平成29年4月以降に、基本チェックリストで「事業対象者」と判定された人

平成29年3月末時点で既に要支援認定を受けている人は、介護予防訪問介護と介護予防通所介護については、平成29年4月以降、認定更新のタイミングで順次、介護予防給付から総合事業に移行することになります。要支援者の認定有効期間は最長1年のため、平成29年4月から1年かけて移行し、平成30年4月に完全移行します。

要支援認定者の総合事業への移行の例



3. サービス利用の流れについて

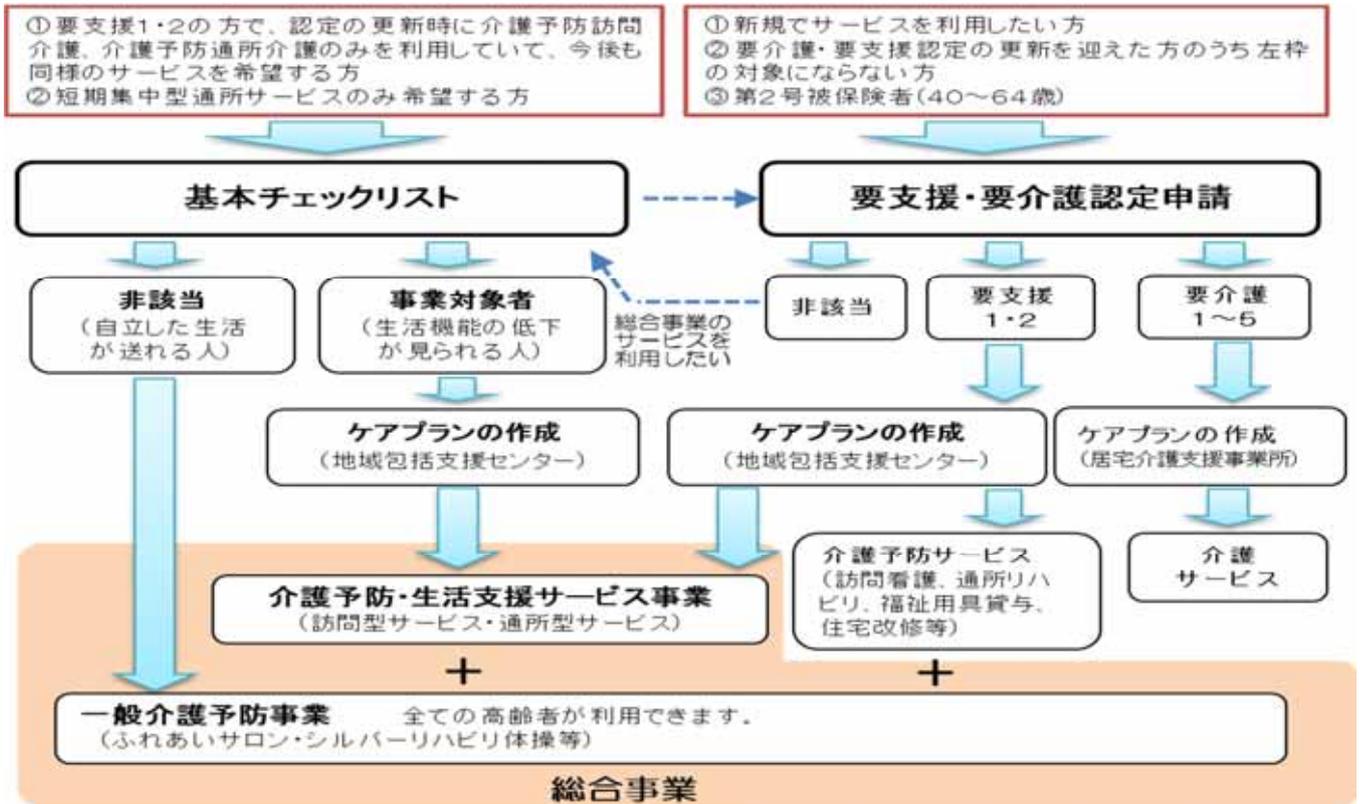
新規 はじめて総合事業のサービスを利用する場合
現行どおり、要介護認定申請とする。

更新 要支援1・2、事業対象者の更新時期

要介護認定更新か基本チェックリスト実施か、担当のケアマネジャーが判断し、手続きを行う。(更新時に利用しているサービス及び今後必要なサービスで判断する)

介護予防訪問介護・介護予防通所介護以外を利用
 介護予防訪問介護・介護予防通所介護のみを利用
 要介護認定更新申請
 基本チェックリストを実施
 本人の意向や状態により、更新申請も可

総合事業サービス利用の流れ



4. 尾道市で実施するサービスについて

平成29年4月から尾道市で実施するサービスは次のとおりです。

- 介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同一基準のサービス
- 介護予防訪問介護・介護予防通所介護の基準を緩和したサービス
- 二次予防事業の通所型介護予防教室と同様のサービス

区分	尾道市のサービスの名称	サービス内容等
訪問型サービス	介護予防訪問サービス	➤ 現行の介護予防訪問介護相当のサービス
	基準緩和型訪問サービス	➤ 現行の基準を緩和した尾道市独自の基準によるサービス ・掃除や洗濯等、生活援助のみ ・市が行う研修修了者も従事可
通所型サービス	介護予防通所サービス	➤ 現行の介護予防通所介護相当のサービス
	基準緩和型通所サービス	➤ 現行の基準を緩和した尾道市独自の基準によるサービス ・送迎は必要に応じて ・人員・設備の基準を緩和
	短期集中型通所サービス	➤ 現行の二次予防事業の通所型介護予防教室と同様のサービス ・3~6か月で行う、生活機能改善のプログラム

(1) 訪問型サービスの内容・基準・単価等

区分	介護予防訪問サービス	基準緩和型訪問サービス
内容	身体介護及び生活援助 《介護予防訪問介護と同様》	生活援助のみ（掃除、洗濯、買物、調理など） 1回1時間程度
想定する対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・既に介護予防訪問介護を利用しており、同様のサービスの継続が必要な人 ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状や行動を伴う人 ・退院直後で状態が変化しやすく、観察や状態に応じた支援が必要な人 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体介護は必要ないが、生活援助が必要な人
実施方法	事業者指定	事業者指定
単価	月額包括単価 週1回程度 1,168 単位 週2回程度 2,335 単位 週2回超程度 3,704 単位 ＊週2回超程度は要支援2相当のみ利用可	月額包括単価 週1回程度 900 単位 週2回程度 1,800 単位
加算等	介護予防訪問介護と同様	なし
利用者負担	サービス費用の1割。一定以上の所得がある人は2割	サービス費用の1割。一定以上の所得がある人は2割
ケアマネジメント	ケアマネジメント	ケアマネジメント
限度額管理	あり	あり
支払の方法	国保連で審査・支払い	国保連で審査・支払い
人員	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 1 常勤・専従1以上 ・訪問介護員等 常勤換算2.5以上 〔資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者等〕 ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち利用者40人に1人以上 2 〔資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者等〕 1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 2 一部、非常勤職員も可 《介護予防訪問介護と同様》	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 1 専従1以上 ・従事者 必要数 〔資格要件：市が行う研修修了者 3 又は訪問介護員等〕 ・基準緩和型サービス提供責任者 従事者のうち必要数 〔資格要件：従事者に同じ〕 1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 3 市が行う2～3日間程度の研修（基本的な知識、マナー等）の修了者
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 《介護予防訪問介護と同様》	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な設備・備品
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・提供拒否の禁止 ・秘密保持等 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程等の説明・同意 ・訪問介護員等の清潔の保持、健康状態の管理 ・事故発生時の対応 等 《介護予防訪問介護と同様》

(2) 通所型サービスの内容・基準・単価等

区分	介護予防通所サービス	基準緩和型通所サービス
内容	身体的機能や生活機能向上のための機能訓練 《介護予防通所介護と同様》	生活機能維持のための交流の場（運動・レクリエーションなど）
想定する対象者	・既にサービスを利用しており、同様のサービスの継続利用が必要な人 ・生活機能の向上のトレーニングを行うことで、改善・維持が見込まれる人 等	・歩行・入浴・食事・排泄等の介助の必要がない人 送迎は必要に応じて
実施方法	事業者指定	事業者指定
単価	月額包括単価 週 1 回程度 1,647 単位 週 2 回程度 3,377 単位 *利用回数で整理する (介護予防通所介護では要支援2は3,377単位のところ、総合事業では要支援2で週 1 回程度の場合は、1,647 単位の区分を使用するもの) *要支援 1 は週 1 回、事業対象者は原則週 1 回とする	月額包括単価 週 1 回程度 送迎あり 1,400 単位 送迎なし 1,100 単位 週 2 回程度 送迎あり 2,800 単位 送迎なし 2,200 単位 *要支援 1・事業対象者は原則週 1 回とする
加算等	介護予防通所介護と同様	なし
利用者負担	サービス費用の 1 割。一定以上の所得がある人は 2 割	サービス費用の 1 割。一定以上の所得がある人は 2 割
ケアマネジメント	ケアマネジメント	ケアマネジメント
限度額管理	あり	あり
支払の方法	国保連で審査・支払い	国保連で審査・支払い
人員	・管理者 1 常勤・専従 1 以上 ・生活相談員 専従 1 以上 ・看護職員 専従 1 以上 ・介護職員 ~ 15 人 専従 1 以上 15 人 ~ 利用者 1 人に専従 0.2 以上 ・機能訓練指導員 1 以上 1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 《介護予防通所介護と同様》	・管理者 1 専従 1 以上 ・従事者 ~ 15 人 専従 1 以上 15 人 ~ 利用者 1 人に専従 0.1 以上 〔資格要件：市が行う研修修了者 3〕 1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 3 市が行う 2 ~ 3 日間程度の研修（基本的な知識、マナー等）の修了者
設備	・食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員以上） ・静養室 ・相談室 ・事務室 ・消防設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品 《介護予防通所介護と同様》	・サービスを提供するために必要な場所（2.7㎡×利用定員以上） ・静養スペース ・消防設備その他非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品
運営	・個別サービス計画の作成 ・提供拒否の禁止 ・秘密保持等 ・廃止・休止の届出と便宜の提供	・運営規程等の説明・同意 ・従事者の清潔の保持、健康状態の管理 ・事故発生時の対応 等 《介護予防通所介護と同様》

区分	短期集中型通所サービス
内容	生活機能を改善するための運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上などのプログラム 3～6か月の短期間で行う 《現行の通所型介護予防教室を移行》
想定する対象者	・体力の改善に向けた支援が必要な人 ・健康管理の維持・改善が必要な人 ・閉じこもりに対する支援が必要な人 ・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要な人
実施方法	委託
単価・基準	委託契約による
利用者負担	なし
ケアマネジメント	ケアマネジメント
限度額管理	なし
支払の方法	委託事業者へ直接支払

5. 事業者指定について

(1) 介護予防訪問（通所）サービス

指定の手続きについては、介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けた時期で異なります。

平成27年3月31日時点で指定を受けていた事業所は、総合事業（現行相当）の指定を受けたものとみなされているため、指定申請は不要です。

みなし指定の期間は、平成30年3月31日まで

平成30年4月以降、事業を継続する場合は、尾道市から指定を受ける必要がある。

市外の人を利用する場合は、各市町村の指定が必要

平成27年4月1日以降に指定を受けた事業所は、みなし指定の対象ではないため、今年度尾道市への指定申請が必要です。

市外の人を利用する場合は、各市町村の指定が必要

(2) 基準緩和型訪問（通所）サービス

サービス実施を希望する事業所は、指定申請が必要です。

	介護予防訪問サービス 介護予防通所サービス	基準緩和型訪問サービス 基準緩和型通所サービス
H27.3.31時点で 指定を受けていた事業所	申請不要 (みなし指定)	申請必要
H27.4.1以降に 指定を受けた事業所	申請必要	申請必要

ただし、介護予防通所サービスについては、尾道市が独自の設定をしているため、事業費算定に係る体制等に関する届出が必要

* 指定申請手続きについては、基本的に現行に準ずる予定ですが、手続きの簡略化等を検討中です。
詳細については、11月頃開催予定の説明会でお知らせします。

6. 今後のスケジュール（予定）

平成 28 年 7 月 28 日	介護予防・日常生活支援総合事業事業者説明会 総合事業への参入意向調査
平成 28 年 8 月 12 日	総合事業への参入意向調査締切り
平成 28 年 11 月	第 2 回事業者説明会（指定手続き等）
平成 28 年 12 月	総合事業指定申請受付開始（新規・基準緩和型 4 月開始分）
平成 29 年 1 月	総合事業指定申請受付締切り（新規・基準緩和型 4 月開始分）
平成 29 年 2 月	総合事業に係る事業所一覧の公表 要支援認定更新対象者へ案内開始
平成 29 年 3 月	基準緩和型サービス従事者研修を実施
平成 29 年 4 月	総合事業実施

7. その他

「総合事業への参入意向調査」への回答をお願いします。

8 月 12 日（金）までに FAX 又はメールでご回答ください。

（様式をホームページにも掲載します）

総合事業についての問い合わせは、「質問票」にご記入のうえ、FAX 又はメールでお送りください。

（様式をホームページにも掲載します）

【送付先・問い合わせ先】

尾道市高齢者福祉課高齢者福祉係

TEL : (0 8 4 8) 3 8 - 9 1 3 7

FAX : (0 8 4 8) 3 7 - 7 2 6 0

メールアドレス : k-fukusi@city.onomichi.hiroshima.jp